

令和 8 年度消費者庁行政事業レビュー「公開プロセス」

議事録

- 1 日時：令和 8 年 6 月 11 日（木）13 時 30 分～15 時 00 分
- 2 場所：中央合同庁舎第 4 号館 4 階 共用第 2 特別会議室
- 3 公開プロセス対象事業名：地方消費者行政強化交付金
- 4 議事録：以下のとおり

○加納参事官 それでは、定刻となりましたので「令和 8 年度消費者庁行政事業レビュー公開プロセス」を始めさせていただきます。

本日は御多忙のところをお越しいただきまして、ありがとうございます。

進行役を務めさせていただきます消費者庁行政事業レビュー推進チーム副統括責任者の加納と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○阪口参事官 同じく副統括責任者の阪口でございます。よろしくお願いします。

○加納参事官 それでは、開会に当たりまして、消費者庁行政事業レビュー推進チーム統括責任者の飯田から御挨拶を申し上げます。

○飯田総括審議官 皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。飯田でございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ令和 8 年度行政事業レビュー公開プロセスに御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

消費者庁は消費者行政のかじ取り役ということでございまして「消費者が主役となって、安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現する」、そういう大きな使命を担っておりまして、そのような中で、本日の公開プロセスをはじめとする行政事業レビューは、各事業が機能しているかを振り返り、消費者政策をさらに前進させるための重要な機会であると考えてございます。

本日は「地方消費者行政強化交付金事業」を御議論いただきます。この事業はこれまで地方消費者行政の立ち上げを図る事業として継続して実施してきた事業でございまして、昨年の衆議院の消費者問題に関する特別委員会の決議も踏まえまして、地方の消費者行政の基盤を支えつつ、高齢化やデジタル化といった消費者を取り巻く環境変化に適切に対応できるように、本年度から制度の見直しを実施したところでございます。

新しい制度が様々な課題に直面している地方消費者行政を充実・強化させるものとなっているのかを点検いただくとともに、その政策効果をなお一層高めていくための改善の方向性について委員の皆様方から様々な御意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○加納参事官 ありがとうございます。

次に、本会合の外部有識者の皆様を御紹介させていただきます。資料 1 を御覧ください。

まず、消費者庁からお願いしている外部有識者の委員です。

石堂正信委員。

川澤良子委員。

楠茂樹委員。

次に、行政改革・効率化推進事務局からお願いしている外部有識者の委員です。

池田肇委員。

伊藤由希子委員。

小林航委員。

以上6名の皆様でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、川澤委員には対象事業に関するコメントの取りまとめ役をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、配付資料について確認させていただきます。議事次第を御覧ください。

下半分に本日の資料を記載しております。資料は1から3、資料2は2－1と2－2に分割されております。参考資料は1から3となっております。

これらの資料を事前に事務局からお送りしております。それぞれの資料タイトルの紹介は割愛させていただきます。

お手元がない資料等はございませんでしょうか。もしございましたら事務局までお申しつけください。

なお、本日の会合につきましては、各資料についてスクリーンに画面共有を行いながら議事を進めさせていただきます。

次に、本日の進め方について御説明いたします。

まず、資料2に基づきまして担当課より10分程度で事業の御説明を行います。次に、先日委員の皆様にご確認いただきました資料3の論点を参考にしつつ、質疑応答を行っていただく予定です。質疑応答が終了した後、有識者の皆様からお一人ずつ対象事案に対する総括のコメントをいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただければと存じます。

まず、担当課から事業説明をお願いいたします。

○地方協力課 本日はよろしくお願いいたします。地方協力課でございます。

まず、事業の概要について資料2に沿って御説明をさせていただきます。資料2－1を中心に御説明をさせていただきます。

まず、地方消費者行政強化交付金でございますけれども、1ページでございますとおり、事業開始年度は2008年からでございます。消費者庁が創設をするときに合わせて地方の相談現場、地方消費者行政も重要だということで、活性化基金を立ち上げたことが最初の経緯でございます。

概要でございます。事業の目的といたしましては、身近な相談窓口の機能維持や消費者を取り巻く環境変化に対応した消費者行政の機能強化を図るという目的でございます。都道府県及び市町村の取組を支援するというところでございます。同時に、地方の消費者行政

でございますけれども、相談情報は90万件が国に集約されて、国の消費者行政の基盤でもあるという大変重要な位置づけでございます。こういった観点から自治体の取組を支援しているというのがこの交付金でございます。

次に、現状・課題でございます。消費者庁創設以降、この交付金によって身近な相談窓口の充実に努めてまいりましたが、今、これまでの成果が後退しないための対策を講じるという点、それから高齢化の加速やデジタル化等の環境変化に対応するために、地方消費者行政のやり方や体制を変えていかななくてはならない、そういった環境変化に対応していく必要があるということを課題として掲げております。これにつきましては、昨年の衆議院の消費者問題特別委員会の決議でも同様の指摘をいただいております、これを踏まえてこの交付金の仕組みを今年度から大幅に見直したところでございます。

事業の概要ですが、先ほどの目的のために都道府県、市町村に交付金を交付して、自治体の取組を支援しているところでございます。

次に、2ページ目でございますけれども、事業の具体的な概要でございます。この4つの業がございますけれども、昨年度までこのレビューの対象の25年度までは上の2つの2行のメニューから構成されておりました。地方消費者行政推進事業、これは定額の支援でございます。これは消費者庁の立ち上げのときから身近な相談窓口、消費生活センターの新設や相談員さんの配置、増員を支援してきたというものでございます。こちらが多くの自治体で昨年度活用期限が切れるということで、これについてこれまでの成果がこの期限がなくなることで、補助金がなくなることで後退してしまわないかというたくさんの懸念や御要望をいただいて、今回の交付金の見直しにつながったというものでございます。一方で、地方消費者行政強化事業、これは主に補助率2分の1の事業でございます。昨年度まではこの2本立てでやっておりました。

今年度から大きく仕組みを見直しまして、主にこの下の地方消費者行政機能維持事業、それから機能強化事業という2つの枠組みで変更をしております。詳細は後ほど御説明をいたします。

予算や執行の状況、3ページ目でございます。2026年度の予算ですけれども、当初予算で15億円、それから前年度補正予算の繰越しによって17.6、合わせて32.6億がございます。執行でございますけれども、2025年度の執行額は約25億円となっております。執行率51.5となっておりますので、この51.5の分母には当初予算、当年度の補正予算、前年度の繰越しと3つを合計したものが49億円になっておりますけれども、基本は当初予算と前年度予算額を主にベースに当該年度執行しているということが実際でございます。それによりますと、例えば2025年度ですと31.5億が予算額でございます、これをベースにすると執行率は約8割となっております。ただ、委員からも御指摘いただいておりますとおり、とはいえ執行率が8割ということで、こちらをどのように改善していくかが課題だと認識をしております。

次に、政策効果の発現経路でございます。アクティビティは、これは補助事業でござい

ますので、自治体に交付金を交付するということでございます。アウトプットとしては、各自治体において計画に基づいて事業が実施されると。短期のアウトカムとしては相談の質の向上、中期は体制の強化、長期については地方消費者行政の充実・強化ということで、消費者基本計画に掲げた事項の達成ということにしております。

具体的に詳しく御説明を申し上げますと、5ページでございます。アウトプットにつきましては、事業を実施ということで、事業の実施数というものを掲げております。数字についてはこちらにあるとおりでございます。

短期のアウトカムにつきましては、相談の質の向上ということで、消費生活相談員が配置されている市町村の人口カバー率が各都道府県内で90%になっている、そういう都道府県の割合を設定しております。これにつきましては、2025年度で約89.4ということで約9割の自治体で達成をされている状況でございます。

次に、6ページでございますけれども、中期のアウトカム、成果指標としては、先ほどは相談員配置でしたけれども、消費生活センターを設置している市町村の人口カバー率を90%としております。消費生活センターは相談員が配置されて、かつ週4日以上開設をして、PIO-NETが配備をされているという少し高い基準でございます。これにつきましては、2025年度で53.2%というところでございます。達成率が53.2%にとどまっている状況でございます。

長期のアウトカムにつきましては、消費者基本計画で掲げた事項の達成ということでございます。具体的な成果の実績としては、公共団体における取組のうち好事例を横展開していくということです。定性的なアウトカムに設定しているところにつきましては、この交付金は既存の消費者行政の機能維持とともに相談体制の強化や対応力の強化、国が必要と認めるような取組の促進ということで、なかなか全体を網羅した定量的なアウトカムを設定することが難しいというところで、このような定性的なアウトカム目標を設定しております。

次に、7ページでございます。点検結果といたしましては、これまでの交付金の成果としては、約15年間この取組をやってきておりましたけれども、この15年間で市町村の消費生活センターが346増加しております。身近な相談窓口の充実というところでは一定の成果があったと考えております。他方、先ほども御説明いたしましたとおり、推進事業の活用終了によって急激に支援がなくなることによってこれまでの成果が後退しないかが課題で、これをどのように支えていくのが課題でございますし、先ほど申し上げました環境変化に対応するために新たな体制の整備や取組をしていただくということで、こういった課題がございます。それから、事務的なものですが、交付申請や執行に当たっての様式の改善や事務の改善、自治体の負担の軽減というところで改善の余地があるのではないかとこのところを課題として挙げております。

改善の方向といたしましては、衆議院での決議などを踏まえて、今年度から大きく交付金の仕組みを見直しております。具体的には、これまでの身近な相談窓口の充実という成

果が後戻りしないための緩和的な対策を講じるとともに、環境変化に対応するために見守り活動の充実、人手不足対応、デジタル化対応などの新たな支援メニューを設けております。同時に、交付申請、それから執行においては様式の簡素化なども図って自治体の負担の軽減に努めているところでございます。

概要は以上でございまして、もう少し細かく補足をさせていただきますと、資料2-2でございます。

2ページを御覧いただきますと、これまでの成果というところで消費生活センターの数が増えましたということを御説明申し上げましたけれども、この下の棒グラフのとおり消費者庁の創設前の501から足元では847というところで、センターが増えております。

3ページでございすけれども、消費者行政予算という全体像を掲げております。先ほど全体の目標を網羅した設定が難しいというところも御説明申し上げましたけれども、この地方の消費者行政は自治体の一般財源と交付金を合わせて220億程度で実行されておまして、この交付金だけで目標を達成するというのも、一般財源と相まっているものですから、この辺りが我々の目標設定の難しい1つの要因でもございます。

交付金の概要につきましては、今回の令和7年度と8年度で大幅に見直しております。推進事業の流れをくむものが右の①、②、③の事業でございす。こちらはどちらかというと相談機能など体制を維持、下支えするというものが目的でございす。下半分の機能強化事業はこれまでの強化事業の流れをくむものでございまして、加えてこの新しい環境変化、見守りの必要や広域連携、担い手確保、こういった課題に対応するための特定のメニューを設けたというところが今回の見直しの特徴でございす。

最後になりますけれども、事前の勉強会などでも御指摘をいただきました効果検証の方法でございす。これは我々のあくまでも一案でございすけれども、今回は5ページに提示をしております。概要といたしましては、主なメニューの性質に応じてふさわしい課題の設定、目標の設定、それから指標の設定をしてはどうかというところで、ここでは4つに分けて整理をしてはどうかと考えております。

その中の1つ試作ということで、この④、⑤、主に相談と見守りの強化を意図する事業につきまして、ロジックモデルの試作をしております。新たな試みというところの半分のところではございすけれども、個別のメニューの狙いごとに課題を設定いたしまして、例えば短期のアウトカムですと見守りネットワークの活動充実化のための指標を新たに一つつけて、それで成果を把握していくと。長期のアウトカムとしては、それによって掘り起こされた相談件数を掲げてはどうかというところを試作としてやっております。

この見守りネットワークの活動充実化指数を表したものが7ページでございす。この見守りネットワークは身近な消費者に日常で接する機会の多い方、例えば民生委員さんやヘルパーさん、そういった方に消費者問題について情報を提供して、その方々から消費者に注意喚起をしてもらったり、お声がけをいただいたり、場合によっては異変を発見した場合は消費生活センターにつないでいただくことを意図したものでございまして、具体的

にはイメージとしては9ページのようなネットワークを想定して推進をしております。

この見守りネットワーク、実質的な活動の充実度を測るための指数、把握するための指標、1つ提案を考えております。縦軸と横軸に機能の深化と組織の充実度を分けまして、具体的には8ページにあります機能、組織それぞれどういうことをもって充実だということをある程度定義といいますか整理をいたしまして、どれに機能は当てはまるのか、組織はどの段階まで来ているのかを把握しながら、それを数量化するということを考えております。こういったものを把握しながら、実質的な活動の充実度を把握していきたいと考えております。ただ、これも自治体に実際に御負担もおかけすることになりますので、その辺り、実現性なども踏まえて今後具体的に考えていきたいと思っております。

少し長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○加納参事官 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、質疑応答に入らせていただきたいと思いますけれども、先立ちまして、資料3を御覧ください。

こちらは先日委員の皆様にご意見をいただきました論点でございます。本日のこの事業に係る論点でございますけれども、このペーパーにありますとおり、主に4つ想定しております。論点1、効果検証の強化・成果に基づく制度運用への転換、論点2、政策目的と手段との精査・目的に即した運用の徹底、論点3、事務負担の軽減、論点4、自治体の自立や成長につながる仕組みへの転換というところでございます。

参考としまして、補助金関係の「点検の視点」も①から⑤ということで示させていただいております。

これらを参考にしつつ、EBPMの手法を踏まえた多角的なコメント、御意見をいただければありがたく存じます。

それでは、ただいまから40分間ぐらいを目途として質疑応答に入らせていただければと思います。何か御質問等ございましたらお願いします。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 御説明ありがとうございます。

質問が1点とコメントが1点ございます。

質問としては、資料2-2の3ページにあります自治体における消費者行政予算の推移ということで、自治体の自主財源の中でも拡大しているということで、任せてもいいのではないかという1つの議論もありますし、さはさりながら基金並びに交付金を入れているということは、追加としてどのような意義を補強するためにあるのかをお聞かせいただければと思います。

コメントですけれども、これは令和8年度からの仕組みということなので、今、この時点で直ちに成果を評価することはできないと思いますが、一方で、今後成果評価をするときに、これにはこれだけ執行して、こういう成果があったという形で個別の4ページの矢印の色ごとに幾らどのような名目で執行があつて、どのような成果があったのかというこ

とを取っていく必要があるかと思います。ですから、基金や交付金はよくぽんについて、どれだけ使ったかという最後のお財布の残りだけが出てくるようなことが結構あるのですが、この事業に関してはそれぞれ補助率も違いますし、つまり自治体にとっての執行のしやすさ、使いやすさがいろいろ違うことも踏まえて、今後これらが見直しの対象となるないし成果評価の1つの軸となることを踏まえると、個別の矢印ごとにどのような事業が行われて、それぞれにおいて交付金が適切に執行されたのかということを確認いただくことが、今の時点でEBPMをつくり込むといえますか、効果検証のための指標を今からピン留めしておくためには大事ではないかと思っております。こちらがコメントになります。

ですから、1点目の質問について御回答いただければと思います。

○地方協力課 1点目の予算についての御質問でございます。資料2-2の3ページにございますとおり、令和7年度時点では消費者行政予算、地方のうち191億が一般財源で、30億が国費、交付金でございます。

もう自治体に任せればという御指摘につきましては、まずもともと平成20年度、21年度に立ち上げたときにつきましては、10分の10で支援を始めております。このときも10分の10だと全然一般財源が増えないのではないかと御指摘もいただいたのですが、立ち上げをこの交付金で支援しつつ、もちろん全ての自治体ではないのですが、これが呼び水になって一般財源が増えて、場合によっては相談員も一般財源に半分移行したとか、そういうところもございまして、この自主財源の増加の背景には交付金による充実の呼び水効果もあったのではないかと考えております。

追加する意義でございますけれども、こういった呼び水効果がございまして、先ほど御説明申し上げましたとおり、新しいいろいろな環境変化に対応するために自治体の取組を後押ししていく観点から、今回新しいメニューもつくって促進をしているところでもございます。

それから、この地方の消費者行政につきましては、資料2-2の0ページにございますとおり、この下の図でございまして、消費者安全法上、地方消費者行政というものは自治事務ということで位置づけられております。他方、この絵にございましてPIO-
NETという独法の国民生活センターが整備しているものでございまして、自治体で相談に対応して得られた情報は国で約90万件集約をしております、それを基に国では消費者行政をしているという関係もございます。

したがって、相談現場というものが国の消費者行政を支えている面もございまして、我々消費者庁といたしまして、法律の執行や企画立案のベースになっているものでございまして、地方の消費者行政の充実はもちろん住民サービスの充実という面もございまして、国にとってもその安定が大変不可欠なものでございます。特に消費者庁の場合は直接的に地方支分部局を持たないある意味でコンパクトな組織でやっておりますので、そのベースは地方の相談の現場、相談情報にあるということで、実際の相談体制の安定は我が事と位置づけておりますので、大変それは重要だということで、この安定・充実・強

化のために交付金を措置している面もございます。

具体的には、1ページでございますとおり、国においては相談情報、消費者庁のみならず消費者保護立法を持っています各省において使用しているということで、この相談情報が国の消費者行政の基盤にもなっているという意味で、そういう観点からも交付金で充実・強化を支援しているところでございます。

○伊藤委員　ありがとうございます。

両方必要だという御説明は分かったのですが、このバランスですね。要は、自主財源の部分が増えてきているのであれば、国の事業はある程度理想をいえば地方の自治として自立していくことだと思いますので、理想的には今の国の交付金はいくばくか縮小することを想定しているものなのか、それとも現状維持なのか、それとも場合によっては拡大なのかということで、何かしら規模感の今後の見通しという点についてはお考えはございますでしょうか。

○地方協力課　こちらについては、いろいろな現場を含めて声をいただいているところでございまして、例えば現場の自治体の方や相談員さんからは、これは自分たちの相談の情報は国の消費者行政も支えているのだというところで、そこは国のほうも応分の負担をしてほしいという議論もございます。それは支えているというのは事実でございますので、そういう意味ではこの地方消費者行政の安定・強化というのは消費者庁としての行政、繰り返しですが、消費者庁のみならず国の消費者行政の基盤となっておりますので、その安定・強化のためには引き続き国もしっかりと支援をしていくことは必要だと思っておりますので、引き続き交付金は時々の必要性、環境変化への対応など、そういったテーマに応じて今後とも交付金は充実をしていきたいと考えております。

○加納参事官　よろしいでしょうか。

それでは、ほかに。

小林委員、どうぞ。

○小林委員　御説明ありがとうございました。

論点1の成果指標のことについて少し議論できればと思っているのですが、一旦この資料2-2の2ページのグラフを見ながらお話しできればと思うのですが、論点1は今の指標が適切かということで、今の指標が消費生活相談員の数あるいは消費生活センターが市町村に配置・設置されているかどうか、それが人口カバー率90%を超えている都道府県がどれくらいあるか、これを47都道府県全てで90%以上にしたいという目標を設定してやってこれたと理解しているのです。

この図を改めて見たときに、最初、平成21年の時点で消費生活相談員は2,794ということで、今よりも大分少ないわけですが、消費生活センターも市町村はほとんどないという感じなのですかね。違うか。その下の青のところがそうなので、ほとんどないということはないですね。351から始まっていて、市町村にも既にあるけれども、その上の黄色の部分が都道府県なわけですね。都道府県で百何か所というのは、都道府県内でも複数

設置されているということなのだろうと思うのですが、この補助金、交付金についても市町村の配置・設置数を増やすことを目指してやってこられたわけですね。その結果、市町村で配置している数は確かに増えてきているわけですが、その分都道府県の数はいくらか減っていて、減ってはいるけれども依然としてある程度維持されている。

その中で伺いたいのは、90%の人口カバー率が仮に達成できたとして、市町村で残り10%のところではカバーされていないことになるわけですね。そのときに、自分のところに自前の相談員さんがいなかったり、生活センターがないような市町村の住民は、もし消費者問題、事故に直面するような、あるいは相談したいことが出てきたらどうするのですか。都道府県に相談することになるのでしょうか。

それがちゃんと機能しているのであれば、市町村のカバー率を上げることにどこまでこだわる必要があるのかということ考えたときに、カバーされているところで本当にうまく機能しているのかという問題ももちろんありますし、カバーされていないところでもちゃんと消費者行政が何らかの形で機能しているのかどうかを確認できるような指標があるといいのではないかという気がするのですが、その点はいかがでしょう。

○地方協力課 御質問ありがとうございます。

まず、この消費生活センターのカバー率の指標なのですが、90%というのは各都道府県内で90%以上の都道府県が47のうち幾つあるかということですので、逆に言うと全47都道府県が89%であっても数字はゼロになるということなので、そこはまず数字の性質としてございます。

こちらにつきましては、これまで身近な相談窓口の充実というところを消費者庁では創設以来推進をしてきております。その意図といいますか、理由といいますか、まず身近に相談できる場所があればいいということ、もちろん利便性もございます。そのみならず、消費者問題が純粋に消費者トラブルの解決だけでその方の課題の解決になるのかと。逆に言うと、ならない場合も多々ございまして、消費者トラブルの背景に認知症の問題があったりですとか、家庭の問題があったりですとか、もろもろ生活上の課題が背景になっているケースも多々ございますので、そういった場合は消費者問題を解決するだけでその課題を解決したことにはならず、福祉につないだりですとか、いろいろな福祉的手当などが必要になってきますので、そこは身近なまさに基礎自治体の役割ですので、そういった意味で消費者行政、基本は基礎自治体の役割が大変重要ですよというところで、市町村の消費生活センターの充実を掲げてきたところでございます。

他方、人口の減少や相談員さんの高齢化、自治体の財政制約などもございます。御指摘いただきました資料の2ページでございすけれども、21年の支援の立ち上げからぐんとセンターなども上がっておりましてけれども、平成30年頃からほぼ横ばいになっております。こういった現状を考えますと、全ての市町村で消費生活センターを設置するということではなかなか厳しいのではないかとというところで、広域連携なども現在推進をしているところであります。

それでも消費生活センターがないようなところの方につきましては、基本は都道府県の消費生活センターに対応していただいているということが現状ではございます。ただ、都道府県にも対応力ということもございますし、何よりも先ほど申し上げましたとおり消費者トラブルの解決を通じて生活再建をしていくという観点からは市町村での役割が重要だということころは、基本的にはスタンスは変わっていないところであります。ただ、都道府県につきましては、どうしても広域連携でもカバーできないようなところをカバーしていただくとともに、市町村への支援や、より市町村では処理できない難しい相談に対応していただくことなど、市町村との役割はもう少し今後明確にしていきたいということがふさわしいのではないかと考えておりまして、今回の交付金の見直しでも都道府県の消費生活センターのこういった機能の高度化や市町村への支援をするための支援力の強化といったメニューを新たに設けているところでございます。

○小林委員　ありがとうございます。

今の指標は基本的には量の拡充を捉える指標になっているので、質も見たほうがいいのではないかとということもあるのですけれども、その前にこの量の意味というところで、ここまで来て市町村が重要であることはよく分かりますけれども、規模の経済もある中で、小規模な市町村だとなかなかそこまで手が回らないというところで都道府県の役割は重要になってくると思いますので、その辺も踏まえた都道府県と市町村の役割分担についての整理は今後さらにしていただく必要があるのかと思います。

指標ということで、量だけではない質というか、本当に機能が発揮されているかどうかというところでいったときに、量的な指標もさらに進化できるというのですけれども、今回の交付金ということであれば、2つ目の機能強化事業ですね。これが特定の政策課題に対してメニューとして設定して交付するものですので、それがちゃんと意図したように成果が発揮されているかどうかを確認する指標が必要だろうということで、今回事前にもいろいろな議論をさせていただきましたけれども、非常に意欲的な取組をしていただいていると思っています。この2-2の資料の6ページでロジックモデルをつくっていただいて、このようにちゃんと課題ごとにロジックモデルを設定することで初めてそれぞれの成果指標を位置づけることができますので、これは非常に意味のあることだと思います。

今回、短期の指標として見守りネットワークの活動充実化指数をつくってはどうかということを御提案いただいた形になるのですかね。あるいは検討していただいているということを説明していただいた形になるのだと思いますが、次のページに行っていただいて、これは非常によくできたというか、これが指標として得られるのだったらすばらしいと思うのです。これはやっているかどうかだけではなくて、どれぐらいこの機能が拡充していたか、その程度の問題をきちんと測れるような形になっていますので、これがちゃんと得られるのであれば、当初その自治体はどういう水準にあって、この交付金を活用したことによってどこまでこの数字が増えていったのかを確認することができるものになりますので、これが得られれば非常にすばらしいと思いますので、ぜひこの実現に向けて進

めていただけるといいのではないかと思います。

これをいざ本当に実装する、やるとなったときに、いろいろな情報が含まれているので、例えば手を挙げた自治体の担当の部局の人あるいは現場の相談員さんに何かしらの調査票みたいなものを送って、記入してもらって、それを回収してスコアをはじき出すということになってくるのかと思うのですが、その具体的な調査票のようなものは既に設計されているのでしょうか。特定の人に聞けば全部答えられるような調査票になっているのか、いろいろな人に聞いて回らないと情報が得られないようなものになるのか、その辺で大分自治体の負担感が変わってくるかと思うのですが、その辺はどのような検討状況なのでしょう。

○地方協力課 御質問ありがとうございます。

この指数ですが、今回のレビューの一連の御議論を踏まえてこれを試作としてつくってみた、検討してみた、まだその段階でございます。実際にこれを算出するためには、自治体の方に御協力いただいて各段階、どの段階にあるかを報告いただく必要がございます。ただ、報告につきましては、この見守りネットワークは消費者安全法で事務局を置くことになっておりますので、基本的には8ページ、まだ調査票はできておりませんが、これがほぼ調査票に近いものなのかと思っております。各見守りネットワーク、これを構成する事務局にあなたは今はどの段階にありますかということを質問すれば、基本的には事務局において把握されている事項ではないかと思っておりますので、いろいろな人に聞かなければいけないというものではないと思っております。

ただ、我々、自治体の消費者行政の推進に当たって毎年調査などもしておりますけれども、自治体の方から調査の負担はよく御指摘もいただいているところでございますので、特に見守りネットワークは市町村別に置いてくださいということで推進しておりますので、逆に言うところではアンケートなどに答える負担も、いろいろな業務を抱えながら、消費者行政だけをやっている職員さんではほとんどありませんので、そういった方の御負担も大変しっかりと考慮しながらこれを推進していかなければいけないので、この辺り、具体的に指標の検討に当たっては我々だけで考えるのではなくて各市町村、自治体の方にもいろいろ御意見を伺いながらブラッシュアップして、数字の収集の仕方も含めて慎重に検討していかなければいけないと考えております。

○小林委員 ありがとうございます。

そういう意味では、見守りネットワークの事務局が立ち上がっているところであれば、そこに聞けばある程度のことは分かるだろうということですね。そうであればそれなりに実行性はあるのかと思いますけれども、交付金の効果検証ということでいえば、理想としては交付金を受け取った自治体と受け取っていない自治体で差が見られるかどうか本来できると思いますが、さすがに受け取っていない自治体にこういうことを回答してもらうのはなかなか難しかったりしますし、情報が得られたとしても条件をそろえて比較しな

いといけないので、ハードルが高いので、そこまでは求められないかと思うのですが、せめてこの交付金を受け取る前と受け取った後でどういふ変化が見られたか、あるいは受け取って何年かたったところで経年変化がどうなっているかみたいなことが確認できると思いますのです。この交付金の想定としては、まだこれから見守りネットワークを立ち上げるといふところが交付金を受け取る、交付金に手を挙げるといふことを想定されていますでしょうか。

○地方協力課 御質問ありがとうございます。

交付金の対象は両方でございます。既にあるところも使えますし、むしろ交付金は見守りネットワークを設置するインセンティブという役割も与えておりますので、そういった意味では両方ということになります。

おっしゃるとおり、交付金の活用前後で変化が分かるようなところはずいぶんやっていきたいと思っておりますし、できれば交付金を使っていないところも我々は知りたいというのがありますので、既存で我々がやっております調査のスクラップ・アンド・ビルド、それも踏まえ検討しながらやっていきたいと思っております。

○小林委員 分かりました。

ぜひいろいろな観点が必要になるかと思いますが、こういう方向で進めていただければいいのではないかと思います。

私からは以上です。

○加納参事官 どうもありがとうございました。

池田委員にお願いしたいと思いますが、時間の関係もございまして、今、お二方が終わったのみでございまして、恐縮ですけれども、できるだけコンパクトにお願いできればと思います。

○池田委員 御説明ありがとうございます。

意見と質問を申し上げます。

今回の事業は、現在の社会的課題に対応する非常に重要な事業だと思います。その成果を上げるためには、人が担うべき部分と、人の負担を軽減するためにDXやデータを活用する部分の両方が必要なのではないかと考えながら、お話を伺っていました。

まず、人材についてです。御説明の中でも、人材の確保が非常に難しいというお話がありました。特に、以前のお話にも出ていたように、あっせんのような交渉が必要となる高度な専門人材、見守り活動における傾聴型の支援者、福祉との連携ができる人材など、必要とされる人材は非常に多岐にわたると思います。

こうした多様な人材を確保していくことは、本日の論点4である「自治体の自立や成長につながる仕組み」にも関わる重要な点だと思います。

そこで1つ目の質問ですが、こうした様々なタイプの人材を育成・確保し、それを持続的に継続していくために、国としてどのような施策を考えているのか、具体的な取組があれば教えていただきたいと思います。

もう一つは、こうした人材の負担軽減についてです。先ほどアンケートの話もありましたが、こうした業務の一部はDXによってカバーできる領域ではないかと思います。

また、先ほど、相当多くのデータやノウハウが蓄積されているというお話もありました。そうであれば、DXを活用した連携や効率化については、自治体だけに任せるのではなく、国として支援していくことが重要ではないかと思います。これは、先ほどの論点にもあった「仕組みへの転換」という観点からも非常に重要な点だと考えます。

この点についても、具体的なお考えや取組があれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○地方協力課 御質問ありがとうございます。

人材の確保につきましては、昨今、どの分野でも人手不足の中で、特に消費生活相談員さんの高齢化が進んでおりまして、今後本当に人手を確保することが大変な状況に、今も既になっておりますけれども、さらに加速すると思っております。多様な人材の確保という観点からは、まず例えば先ほど申し上げましたとおり、市町村と都道府県の役割をもう少し明確にした上で、市町村は身近な相談、都道府県はより高度な相談ということで、そういった役割を明確化するのにふさわしい人材を確保していくというところはやっていかななくてはならないということで、今回の交付金でもより難しい相談、SNSなどの相談に従事するような方を新たに配置するようなメニューも設けております。それでも解決できないようないろいろな複雑な問題もありますので、今後専門家の活用ですとか、弁護士さんをはじめそういったものをより活用していくですとか、そういったところはこれから検討していかなければいけないと考えております。

見守りネットワークのような活動でございます。これは人材を新たに確保するというよりは、既存のいろいろな分野で消費者に接する機会の多い方、そこのお力を借りて、新たに確保するというよりは、そこに消費者問題の視点も持ってもらって消費者に対して情報提供などをしていただくというようなアプローチをやっていきたいと考えております。

2つ目の質問とも関連するのですが、とはいえ3,300人の相談員さんが今の人手不足の中で今後とも確保できるというのは大変難しいと思っておりますので、ある程度人手不足の中でもこの相談にきっちり対応できるように、デジタル技術の活用はこれからも不断に検討をしていかなければいけないと思っております。特に若い方などはなかなか電話で相談しないですとか、来所というの、そういう思考ではありませんので、そういった方々へのアプローチという面も含めて、デジタルでできるところは対応するということはこれからしっかりやっていかななくてはならないと。

今回、PIO-NETの刷新、見直しを今年の秋を目標にやっておりますけれども、そこではデジタル化の第1弾として消費者が消費者トラブルを自己解決するようなよくある質問集、FAQと呼んでいますけれども、そういったものを充実するというところも皮切りに始めますけれども、そこにとどまらずデジタル技術は日々進化しておりますので、そういったもの

を活用して効率的に処理できるものは処理していくというところは今後不断にやっていかなくてはいけないと思っております。

ただ、消費生活相談は人が対応しなくてはいけない部分もまだございますので、その辺り、両者をうまく組み合わせて効率的な体制の在り方を今後考えていかなければいけないと考えております。

○池田委員 分かりました。ありがとうございます。

○加納参事官 説明をもうちょっとコンパクトにお願いします。

○地方協力課 失礼しました。

○加納参事官 では、ほかをお願いします。

石堂先生、お願いします。

○石堂委員 私もアウトカムについて申し上げたいと思ってきたのですが、短期、中期については90%というのはこういう数値を確保する、今回も新たに見直したものをどういう数値で把握していくかということで、これはこれで非常に適切だと思うのです。それから、このレビューシートを見ていきますと、長期アウトカムについては第5期の消費者基本計画に掲げた事項の達成あるいはそれがどれだけ実施されたかということで見ていきたいというように見えて、ただし、そこには非常に多様な施策内容について全てを網羅した定量的なアウトカムの目標設定は困難だとなっているのですね。これもネットで5次の内容を見ましたけれども、それはこれだけのものを一言でというのは、そういう見方をしていく限り無理だろうということは分かりやすい話です。

ただ、思ったのは、短期にしても中期にしてもこういう施策の達成度をどのように把握するか、これは全部国として、あるいは国と自治体が消費者行政として何をどれだけ進めたかということについての数値を求めているのですね。ただ、国がやることについての最終的なアウトカムは、どこかでよいことが起きたかがアウトカムであるべきだと私は思っています、第5次にせよあらゆるもの、今、考えていることをどんどんやったときに、消費者にとって何がよくなるのか、なったのかということをつめる指標を考えるべきではないかと思ったのです。要するに、国と自治体が一生懸命いろいろと手を尽くしたその結果、消費者の不満が解消された、あるいは消費者の満足度が向上したというものがどこかに表れる、その指標をつめるものが言わば長期のアウトカムとしてあったほうがいいのではないかと考えるのです。

ただ、それは今までの説明の中にもありましたように、もしかしたら事務方がすごく負担を負うことになるのではないかという御意見が出るかと思うのですが、これはともかく消費者が相談に来ればそれに対する対応は必ず何かの形で記録されると思うのです。そして、相談に来た方がいつの間にか来なくなったというのはしょうがないかもしれませんが、これでよろしいでしょうかというところで相談事が1つ終わったときに、相談の結果としてあなたは満足したか、あるいはほぼ満足したかということを聞くことは、別に手数料がかかることでもないだろうという気もするのです。

それから、物によっては全然よくならないケースももちろんあるし、ほんの一部しか実現しないものもあるかもしれないけれども、それは実現しないこと、あるいは一部しか実現しないことについてこういう状況なのですということを相談者が納得すれば、それはそれで効果があったと考えていいのではないかと思います。

そうすると、そんなに大変な手間をかけるということではなくて、要するに、この相談を通じて消費者はよくなったのかをアウトカムとして設定できないかと思うのですけれども、その辺、何か御検討いただく余地があるのかどうかをお聞きしたいということが1つです。

もう一つは、先ほど予算の話も出ていましたけれども、予算は恐らく補正の時期がうんと遅くなったりして、ほとんど予算といっても次年度に持っていくということは分かるのですけれども、当初予算、前年度からの繰越し、それから補正、全部含めてその年度に使っていいよと言われた額に対して実績との差が数億あるというのはあまりよろしいことではないと思うのです。そして、資料に出てくる過去3か年度、相当な額になりますから、その予算を押さえていて結局は使わずに不用で返すということは、もしかしたら本来であればほかのところで使っていいよとやれば何か別なことがやれたかもしれないと思うので、この不用額が過年度非常に大きかったことについてどのように分析されているのか、2026年度以降はもちろんゼロにしろとは言わないまでも、あまり大きな額にならないようにどういう工夫をされたということになるのか、その2点です。

先ほどのアウトカムの部分について検討の余地があるかということと、不用額については対策をどう講じられようとしているか、この2点をお伺いしたいと思います。

○地方協力課 御質問ありがとうございます。

前者でございますけれども、先ほど申し上げました消費者相談の充実が全体の予算規模、一般財源との間も含めてこの交付金だけの成果として捉えられるかという難しいところ、それから満足度という消費者の主観的なところも含むかもしれませんが、追加の負担といいますか、どうやって把握するかがなかなか難しいところではありますけれども、例えば指標としてあっせん・解決ということは相談員さんは必要によってやっておりますので、そういったものが成立したのかどうかとか、そういったものであれば今のPIO-NETの項目の中でも取れなくはないかと思います。それがどこまで先生の御意図にかなっているかもございますけれども、お話を伺って思いつくことはそういったところでございます。新たにまた負担というか、相談員さんに聞いていただくというところはなかなかハードルが高いところもありますので、その辺、現場の話もお伺いしながらどういったことができるかは考えていきたいと思っております。

それから、執行率のお話でございますけれども、繰り返しでございますけれども、基本的には我々は当初予算と前年度の繰越しを毎年ベースに予算現額としてやっておりますけれども、とはいえ執行率で申しますと8割ぐらいということで低いというのも御指摘のとおりでございます。幾つか要因があるかとも思っております、いろいろ調べますと、まず申請したものを着実にやっていただきたいというところがございまして、交付申請して

交付決定したけれども事業はやらなかったケースもそこそこあって、これから交付金の申請などのプロセスにおいて、もしそれがなければほかに回せたかもしれませんので、そこは自治体にしっかり執行していただきたいというところは努めていきたいと思っております。

それから、1つの反省としましては、交付申請手続の煩雑さも影響しているかと思っております。地方の消費者行政交付金はどちらかというと福祉や公共事業と違って一件一件そんなに大きくありませんので、そういう意味では申請様式などが複雑であれば、そのコストと手間と交付金の額との間で大変コストパフォーマンスが悪いと受け止められている可能性もあるのかと反省をしております。今回の交付金の見直しでは複雑な様式を見直しまして、例えば今まで定性的に書いてもらっていたものを選択式にするとか、いろいろな意味で様式の簡素化もやりましたので、その辺りで今後プラスに働いていくところを期待しているところであります。

それから、自治体にも丁寧に周知をしていかなければいけないと思っておりますので、これまで我々はどちらかというと交付しているのが都道府県でしたので、都道府県を中心にアプローチをしておりましたけれども、これからは活用いただいている市町村に場合によっては直接にアプローチをする、丁寧な説明、周知もやっていきたいと思っております。

最後に、交付金自体が自治体、今の現場のニーズに合っているかということも重要ですので、今回の交付金の見直しでは新たなメニューなどを設けてニーズに合うように改善をしたというところでございます。

○加納参事官　ありがとうございました。

○石堂委員　ありがとうございました。

こだわりますけれども、さっきの満足度の話は、同じようなやり方で最初はこんなものでいいのだろうかという内容であっても、それを継続してやっていくことによっていろいろ皆さんが考えて、こうやればいいのではないかとということを積み重ねていった結果として数字はよくなっていくのではないかと。それがよくなることで全体として消費者行政が進化していると主張できるのではないかと思いますので、何か手がかりを検討していただきたいと思います。

それから、予算のほうの説明で手続の煩雑さということがありましたけれども、これは国の補助金や国の税金を使うときには一定の厳密さが要求されるということは分かるのですね。ただ、それを簡略にせよと言いだしたときに、実際の市町村なりなんなりは言葉は悪いかもしれませんが、今までやってきたとおりだったら検査院の指摘は受けないというところに必ず行くと思うのです。それを思い切って簡略にしたときに何かが起きると、必ずそこが心配になるのではないかとと思うので、国が主導的にここを簡略化しようということであれば、そこら辺をちゃんと整理した上でこれはもうやめていいからということをお告げないと、なかなか各自治体でうちの判断だけでこれは今回からやめようということは勇気の要る話だろうと思いますので、その辺も御考慮いただければと思います。

ありがとうございました。

○加納参事官 ありがとうございました。

時間が押しておりますので、恐縮です。

では、楠先生、お願いします。

○楠委員 端的に質問だけさせていただきます。アウトカムのスパンなのですから、もともとのものはいわゆる計画の達成ということで、計画は29年までだということであれば、3～4年のスパンで長期を考えているということなのですから、その理解で正しいのかということと、新たに定められたほうの充実も3～4年で考えられているのか。私はいろいろ見てきて、なかなか3～4年で長期ということはないと思うのです。ただ、この計画は長期を見据えての計画なので、3～4年を考えているのだけれどももっと先のことを考えて言っているのですという発想なのかどうかも含めて、長期はどのくらいのスパンで考えるのかをお答えください。

○地方協力課 期間でございますけれども、1つは資料2-2の5ページにございまして、消費者基本計画が令和7年から11年というものがございまして、そこは1つのメルクマールになるのではないかと考えております。これまでにつきましても、おおむねそのような程度の期間を念頭に置いて設定をしてきたところでございます。

○楠委員 端的に申し上げますけれども、3～4年から5年ぐらいを長期で、中期は3年ぐらい、短期は1年というイメージですか。私はもうちょっと長い長期を念頭に置いた議論が多かったという印象を受けているのですけれども、もちろん設定の仕方は自由というか、いろいろあると思うのでいいと思うのですけれども、これはコメントになります。

○地方協力課 こちらにつきましては、5ページにありますとおり、設定する指標ごとに、事業ごとに細かく設定するのであればある程度もう少し短くもできるのかと思いますので、目標の設定の仕方にもよるかと思いますので、そういったことも踏まえてこれから具体化していきたいと思います。

○加納参事官 ありがとうございました。

では、川澤先生。

○川澤委員 御説明ありがとうございました。

先ほど、様式の簡素化や事務負担の軽減に取り組まれたというお話がございまして、そこも非常に重要なのだと思うのですが、一方で、石堂先生からもありまして、説明責任、きちんとした透明性が確保されていることも重要だと思います。その両立が図られる形での簡素化だと理解してよろしいのでしょうか。

○地方協力課 おっしゃるとおりでございます。何が何でも簡素化すればいいというものでもございませぬので、しっかりと目標も含めて、会計検査などもございまして、必要なことは落とさないようにと。ただ、今まで余計に求め過ぎたのではないかとこのところはぜひ効率化していきたいと思っておりますし、そのように効率化すると同時に、消費者庁としてのサポート体制というか、そういったものをしっかりしていきたいと思っております。

うちの課でブロックごとに担当者を置くようにしまして、ブロックの自治体からの御相談というか、そのようなものはもちろん都道府県を経由していただいてもいいのですけれども、直接市町村からも対応するような体制にしましたので、そういった自治体をしっかりサポートする、それからしっかり審査も怠らないようにというところで、こちらのサポートというか体制も併せて強化をしているところでございます。

○川澤委員 ありがとうございます。

○加納参事官 ありがとうございます。

それでは、質疑応答につきましてはこの程度とさせていただければと思います。

続きまして、これまでの議論を踏まえまして、有識者の皆様からお一人ずつ対象事案に関する総括のコメントをいただければと思います。時間の関係もございますので、お一人2分以内ぐらいでお願いできればと思います。名簿順にお願いできればと思います。

まず、石堂委員からお願いいたします。

○石堂委員 どうも御説明ありがとうございます。

最終的に何か解決するというものでない事業だと思いますので、その都度何を構えても必ず次にまた新しいものが起きてくる、それに対してどう改善したのだろうということがエンドレスに続く施策だと思いますので、そういう特徴をつかまえると、物事それぞれの起承転結に目を奪われずに共通する質的なものという観点をどこかで押さえないと、なかなか解決がつかないような気がするということを今日も感じました。よろしくお願ひしたいと思います。

○加納参事官 ありがとうございます。

続きまして、楠先生、お願いいたします。

○楠委員 どうもありがとうございます。

地方消費者行政の重要性とか、やろうとしている狙いとか、国の関わり方は全部必要で、かつ重要だと思っておりますので、一般論としてはどんどん前に進めていきたいと考えていますが、一方で、おっしゃったように目標設定はなかなか難しく、例えば短期、中期はどうやってやるのかとか、短期のデータと中期、長期の社会的政策の目標をどうひもづけるのかとか、評価の仕方ですね。いい悪いはどうやって評価するのかと。非常に難しい課題なので、それ自体も改善しながらいくのかと思って期待しております。

先ほど質問した内容に絡むのですけれども、基本計画の達成は政策として非常に大事で、これに基づいて行っているんで、達成できたということが1つ大事なポイントになるのかと思いつつ、それ自体がどの程度のスパンなのかも問題になってくるので、なかなかどうやって表現するのか難しいのですが、どこかで基本計画をきちんと満たしてきたという何か形跡が残るような、そういったものになっていくと設定された目標が達成されているという1つの説明になると思うので、なかなか実質的ではありませんけれども、そういったものもあるのかと思いました。

以上です。

○加納参事官 ありがとうございました。

川澤先生は最後にいただくとしまして、池田委員、お願いいたします。

○池田委員 御説明ありがとうございました。

石堂さんのお話を伺いながら、相談の質をどのように測るのかという点について考えていました。その際、相談した側の満足度や、実際にどの程度解決につながったのかという点は、やはり無視できないのではないかと思います。

民間のサービスでは、例えばタクシーに乗った後にそのサービスがどうだったかを聞かれることがあります。また、ゴルフのキャディーさんの評価などもあります。サービスの質を向上させるために、利用者に評価を聞くことは一般的に行われています。

一方で、相談員本人が直接アンケートを取るような形だと、評価される側が分かってしまうため、相談者が率直に答えにくい面もあると思います。そのため、相談員には分からない形で、利用者が自動的に評価を入力できるような仕組みを導入することが望ましいのではないかと思います。

そうした仕組みがあれば、相談全体の質を把握できるだけでなく、個々の相談員の対応レベルについても一定程度見えてくると思います。

先ほどDXのお話もありましたが、人が担うべき部分と、DXによって補える部分を整理していく中で、こうした仕組みについてもぜひ検討していただきたいと思いました。

以上です。

○加納参事官 ありがとうございました。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 私からは、効果検証できる仕組みをビルトインいただくことが一番重要な点だということを申し上げたいと思います。申し上げたように予算の使い道は大前提ですし、アウトカムについても単純に人口をカバーすればいいとか、相談員が増えればいいとか、件数が増えればいいという話ではなくて、そもそもニーズがどう変化していくのか、そのニーズに対応できるのかと。例えば電話などという手段で相談しない人が相談できるにはどのようなやり方が必要なのかということは、新しいシステムも必要ですし、人に一々報告するよりはAIに聞いたほうが良いというニーズだって増えている中で、どれだけ人と人口カバーを重要視するのかも、アウトカム自体も見直していただきたいと思います。

ただ、執行率が異なる、補助率が異なる複数の事業計画がまとまった中でのパッケージ的な資金ですので、これを細かく検証する仕組みをまずは整えていただきたいと思っています。

以上です。

○加納参事官 ありがとうございました。

それでは、小林委員、お願いします。

○小林委員 新しいアウトカムの指標を今回検討していただいたわけですがけれども、課題ごとにロジックモデルを作成して、それに即して成果指標を設定していくということは、

EBPMに向き合う基本姿勢として高く評価したいと思います。

今回、短期アウトカムの指標として考案された見守りネットワークの活動充実化指数も非常によく考えられた指標になっていると思いますけれども、一方で、自治体の負担を軽減する観点からできるだけ簡素な調査票を設計することを心がけながら、今回の検討だけで終わらずにぜひ実施をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○加納参事官 ありがとうございました。

最後に、改めまして取りまとめという形で川澤委員からお願いいたします。

○川澤委員 それでは、取りまとめ役となっておりますので、本日の質疑、また、ただいまお聞きした各委員の御発言も考慮した取りまとめコメント案として発言させていただきます。

令和８年度に交付金制度の大幅な見直しが行われ、高齢化、デジタル化、人材不足という構造的課題への対応に向けて、アウトリーチ、見守り連携強化や広域連携推進、都道府県への高度相談機能の集約などの新メニューが設けられた。この方向性は評価できるが、新制度の実効性を高める観点から、以下の点について取り組んでほしい。

効果検証の強化・成果に基づく制度運用への転換。現行のアウトカム指標は旧制度下における地方消費者行政の立ち上げ支援を念頭に、消費生活センターの人口カバー率といった外形的かつ概括的な体制整備の状況を指標としたものである。しかし、人口減少のほかデジタル化などの社会状況の変化が生じており、新制度ではこれら新たな社会課題への対応が掲げられている。こうした目的に照らして、アウトカム指標も相談体制が実質的に機能しているかを測定する指標や既存情報などを活用して消費者の状況が改善しているかを測定する指標を、課題ごとのロジックモデルや目標達成に向けた検証方法の工夫と併せて検討してはどうか。

２つ目、政策目的と手段の精査・目的に即した運用の徹底。過年度において億単位の不用額が継続的に発生してきた。自治体のニーズと事業メニューの乖離については制度の見直しにより解消されることを期待するとともに、新制度について制度の狙いの詳細をプッシュ型で市町村を含め自治体へ周知し、事業メニューごとなど執行状況を丁寧にフォローアップした上で継続的な改善につなげてほしい。

３つ目、事務負担の軽減、透明性の向上。様式の簡素化など申請、報告等の事務負担の軽減に引き続き取り組み、現場が相談・見守り活動に専念できるとともに、国民に対する情報公開、説明責任の観点から、十分な透明性が確保される環境づくりに引き続き努めてほしい。

４つ目、自治体の自立や成長につながる仕組みへの転換。地域の消費者が身近な場所で相談を受けることができる消費生活相談窓口を整備することは引き続き重要であるとともに、各自治体が広域連携や専門人材、デジタル技術の活用を含め、実情に応じた効率化の工夫を図れるよう自立や成長を支援していくことも交付金の重要な役割である。また、自治体が地方消費者行政交付金によって一方的に国へ依存するという関係ではなく、国も自

治体の相談対応を通じた情報に依拠して行政を行っている点に特徴があり、地方消費者行政の安定・充実が国の消費者行政、すなわち消費者全体の安全・安心の確保にとって重要である。このような観点も踏まえ、今後も交付金の在り方や規模について継続的に検証し、改善につなげてほしい。

以上です。

ただいまの取りまとめコメント案につきまして、有識者の皆様から何か追加の御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

お時間の関係もございますので、この場における議論はここまでとし、本日以降、事務局と文言の整理を行うとともに、各委員からさらに追加でお気づきの点などございましたら、それも踏まえて最終的に取りまとめコメントを確定させていただきます。

それでは、事務局にお返しいたします。

○加納参事官 ありがとうございます。

ただいま川澤委員からコメントがございました。いただいたコメントにつきまして事務局で改めて整理させていただきまして、委員の皆様におかれましては、お気づきの点がございました場合には、本日から2週間後の6月25日木曜日の17時までに事務局宛てにメールで御連絡いただければと考えてございます。

いただきました御意見を踏まえ、確定した取りまとめのコメントを消費者庁ウェブサイトにおいて公表させていただきたいと考えてございます。

それでは、以上で「令和8年度消費者庁行政事業レビュー公開プロセス」を終了させていただきます。

各委員からいただきました御意見を踏まえまして、今後の予算要求や執行等における対応をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

本日はどうもありがとうございました。